

平成27年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士後期課程）

人間発達科学専攻・ジェンダー学際研究専攻3月入試

言語試験(英語)問題用紙

試験日 : 平成 27年 3月 4日(水)

試験時間 : 10 時 30 分 ~ 11 時 50 分

【注意事項】

以下の問1、問2のすべてに解答し、その解答は答案用紙に書くこと。

問題 1. 以下の英文を読んで、下線部①、②、③を日本語に訳しなさい。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承願います。

出典 : Reid, S. (1999). *Developments in Infant Observation*. London, Routledge, pp. 6-7.

問題2. 以下の英文を読んで、日本語に全訳しなさい。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承ください。

出典：Sen, Amartya (1999). *Development as Freedom*, Oxford University Press, pp. 200-201.

平成27年度 お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科（博士後期課程）

人間発達科学 専攻 3月入試

言語試験（日本語）問題用紙

試験日 : 平成27年 3月 4日（水）
試験時間 : 10時30分 ～ 11時50分

【注意事項】

以下の問題一、問題二のすべてに日本語で解答し、その解答は答案用紙に書くこと。

問題一 次の文章を読んで、各設問に答えなさい。

この部分に記載されている文章については、
著作権法上の問題から掲載することが
できませんので、ご了承ください。

教育基本法もまた、⁽⁴⁾こうした制約を免れない。教育基本法は、戦前までの教育の反省にたち、教育が健全な国民の育成にいかん重要かを踏まえた上で、新憲法に基づき教育勅語に代わる理念を示そうとしたものである。憲法第二十六条「教育を受ける権利、教育の義務」では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」⁽⁵⁾「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする」とある。

教育基本法の成立過程を検討した副田義也によると、教育基本法作成に大きな影響を与えた当時の文部大臣田中耕太郎や文部省審議室は、委員たちの思想的混乱を避けるために「つくられたばかりの憲法改正案」に依拠したという。そのため教育基本法も、「人間より国民を基礎概念とする法律」になった。

本書で展開されてきたヨーロッパの⁽⁶⁾市民性教育をも念頭に、日本の外国人も含むこれからのグローバルな教育を考える際、戦後の日本の出発となった憲法並びに教育基本法にいう「国民」固有の権利なり「国民」教育が、まずは大きな壁になっている。EJに相当する東アジア共同体がなくても、日本では日増しに人の移動が盛んになり、定住外国人の権利をいかに保障しつつ共存・共生するかは、大きな課題である。少なくとも長期滞在外国人の家族をも含めた市民権、すなわちエニシツの問題は避けて通れない。

子どもの教育の権利を考えると、戦後の憲法や教育基本法から当時の日本の代表的な外国人ともいえる朝鮮人を排除したことが、今⁽⁷⁾「ニエーカー外国人の子どもの教育を考える場合にも大きな障害」になっている。

かつて国連の人種差別撤廃委員会から、多くの在日韓国・朝鮮人が居住している日本に対し、教育面での配慮の欠如が指摘されたことがある。そのときの政府側の回答は、日本の教育の目的は、将来、子どもたちを日本のコミュニティのメンバーにすることなので外国人の子どもに日本の義務教育を強制することはできない、というものであった。この姿勢は、今も基本的に変わっていない。しかし、このような国民のみを対象とした国民づくりの公教育では、近年のグローバル化に対応できないのである。

佐久間孝正『多文化教育の充実に向けて』（勁草書房、二〇一四年）より

問一 傍線①の「こうしたこと」、傍線⑦の「こうした制約」はそれぞれどういふことか、説明しなさい。

問二 傍線②の「端的に」、傍線③の「学校にやる」の意味を説明しなさい。

問三 傍線④の「文言」、傍線⑤の「下」、傍線⑥の「凡」の読みがなを書きなさい。

問四 傍線⑧の「市民性教育」と同義で、「市民性」に相当する部分をカタカナで表記する言葉を書きなさい。

問五 傍線⑨の「ニエーカー外国人の子どもの教育を考える場合」の「障害」とは具体的にどういふ障害あるいは問題か。この文章の全体をふまえて説明しなさい。

問題二 次の文章を読んで問一から問四に答えなさい。

教育とか授業とかにおいては、「見える」ということは、ある意味では「すぐでだ」というてもよいくらいである。

これは、教育者、授業研究者として著名な斎藤喜博の言葉である。

同じ場面に遭遇していても、ある人には見えているのに、別の人にはまったく見えていないということがある。同じ授業を参観したとしても、「見える人」と「見えていない人」がいるのである。斎藤はこのような「見える力」を教師の力量の中核に位置つけた。

子どもの発言やつぶやきから何を感じ取ることができるだろうか。その言葉上の意味だけではない。その言い方や表情をも含めた子どもの全体的な姿から何を読み取ることができるだろうか。「①」、その発言の背景としての授業の場や文脈、そして教師の思いや願いと照らし合わせながら、「この授業」をどのように意味づけることができるのだろうか。このような営為を見る側の知性と感性をフル動員した「見える力」にすべて依存している。「見えること」は「知ること」、「感じること」でもあるのだ。

自分には見えていなかったことが他者には見えていたとき、われわれはハッとしてせられる。自らの至らなみを感じつつ、「なるほど、そういう見え方があるのか！」と驚きながら、その人の「見える力」そのものに対して畏敬の念を抱く。

もちろん、立場によっても見え方は違ってくるだろう。「傍目八目」というように、授業者という役割からは見えにくいことに参観者が気づくということがある。「②」、参観者にある見え方が成立したとしても、それがまったく的外れであるということも往々にしてある。一人ひとりの学びや成長につきあい、子どもたちとともにクラスの歴史を築いてきた授業者の見え方に、一見の参観者がかなはずはない。

「③」、このような立場や見え方の違いこそが授業研究の前提なのである。授業研究は、多様な見え方を互いに交流させることによつて、子どもたちの学びの姿、教師の営み、授業という場を浮き彫りにしていく実践である。授業者である教師と学習者である子どもたちの具体的なありように寄り添いながら、授業における事実を丁寧に確かめていく地道な営みなのである。

授業研究という体験の積み重ねによつて、教師の眼は磨かれていく。「見える力」は授業研究によつて育まれるのである。

…中略…

教師の「見える力」を教育的鑑識 (educational connoisseurship) と表現することがある。アイズナー (Eisner, E. W.) によれば、教育的鑑識とは「教育の場で起こる複雑で微妙な事柄について識別する能力」のことを指す。

彼はワインの例を用いて「鑑識とは何か」について説明している。ワインの鑑識とは、単にワインの味を識別するだけでなく、その色や香りから様々な特質 (例えば、ブドウの品種や産地など) について、五感を通して判断できる能力である。^Aそのような鑑識眼を備えたプロがソムリエと呼ばれる人たちだ。アイズナーは、ワインの鑑識の専門家がソムリエであるように、教師とは子どもの学びや育ちに関する教育的鑑識の専門家なのだ^Bと主張する。

^Bただ、教師の鑑識眼について語る時、ソムリエの例をもち出すだけではものたりないよう

に思う。教師とソムリエの仕事はかなり異質である。まず、教師は「もの」を鑑定する仕事ではない。ダイナミックな対象をそのまま相手にしている。教師とは、子どもという生きた存在を授業という場の中で捉える専門家なのである。現在進行形のダイナミックな学びや場のあり方や、その背後にある教育の内容や文脈をまるごと捉える目が教師には要求される。また、時間的な展望をもつことも大切である。授業の一瞬一瞬が見えるだけでなく、教室での出来事について過去を振り返りながら未来を見通すという、歴史的な視座から意味づけていく知性と感性が教師には求められているのである。

出典 鹿毛雅治 『子どもの姿に学ぶ教師 ―「学ぶ意欲」と「教育的瞬間」―』 教育出版
二〇〇七年（一部改変）

問一 文中の傍線の漢字の読みがなを書きなさい。

- ① 遭遇
- ② 中核
- ③ 営為
- ④ 畏敬
- ⑤ 的外れ
- ⑥ 丁寧
- ⑦ 地道
- ⑧ 磨かれて
- ⑨ 育まれる
- ⑩ 微妙

問二 文中の〔 ① 〕と〔 ③ 〕に入る適当な言葉を、次のア～エから選びなさい。
(ア～エの中のうち、一つ余ります。)

- ア. 一方
- イ. 例えは
- ウ. しかし
- エ. さらに

問三 二重傍線A「そのような鑑識」とは何を指すのか述べなさい。

問四 二重傍線B「ただ、教師の鑑識眼について語る時、ソムリエの例をもち出すだけではものたりないように思う」と著者が述べている理由について、一五〇字程度で説明しなさい。